



2026年5月8日期 決算短信〔日本基準〕(連結)

2026年9月24日

上場取引所 東

上場会社名 株式会社トーシンホールディングス

コード番号 9444 URL <http://www.toshin-group.com/>

代表者 (役職名) 管財人 (氏名) 石田 雅文

(役職名) 管財人 (氏名) 栗田口 太郎

問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理部長 (氏名) 旭 萌々子 TEL 052-262-1122

定時株主総会開催予定日 ー 有価証券報告書提出予定日 2026年9月24日

配当支払開始予定日 ー

決算補足説明資料作成の有無: 無

決算説明会開催の有無: 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年5月8日期の連結業績 (2026年5月1日～2026年5月8日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年5月8日期	340	ー	△48	ー	△232	ー	△236	ー
2026年4月期	17,795	1.8	259	477.4	70	ー	△1,376	ー

(注) 包括利益 2026年5月8日期 △236百万円 (ー%) 2026年4月期 △1,358百万円 (ー%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2026年5月8日期	△36.65	ー	△25.0	△1.1	△14.2
2026年4月期	△212.86	ー	△78.1	0.3	1.4

(参考) 持分法投資損益 2026年5月8日期 ー百万円 2026年4月期 ー百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2026年5月8日期	20,966	893	3.9	127.97
2026年4月期	21,782	1,129	4.9	174.69

(参考) 自己資本 2026年5月8日期 827百万円 2026年4月期 1,063百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2026年5月8日期	△62	△0	△1	1,476
2026年4月期	△549	1,368	△1,372	1,540

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2026年4月期	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
2026年5月8日期	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

当社は、2026年5月8日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。これにより、当社は更生会社となり、会社更生法第232条第2項に基づき、2026年5月8日をもって2026年4月期の翌事業年度が終了しております。更生会社における剰余金の配当については、会社更生法第45条第1項第4号により、更生計画の定めるところによらなければ、これを行うことができませんが、管財人において、2026年5月8日期について剰余金の配当を更生計画に定めておりません。したがって、2026年5月8日期における配当は無配となりました。

※ 注記事項

(1) 期中における連結範囲の重要な変更：無

新規 ー社 (社名)

、除外 ー社 (社名)

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無

② ①以外の会計方針の変更：無

③ 会計上の見積りの変更：無

④ 修正再表示：無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

2026年5月8日	6,536,800株	2026年4月期	6,536,800株
-----------	------------	----------	------------

② 期末自己株式数

2026年5月8日	72,251株	2026年4月期	72,251株
-----------	---------	----------	---------

③ 期中平均株式数

2026年5月8日	6,464,549株	2026年4月期	6,464,710株
-----------	------------	----------	------------

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況	2
(2) 当期の財政状態の概況	2
(3) 当期のキャッシュフローの概況	2
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	4
3. 連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 連結貸借対照表	5
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	7
連結損益計算書	7
連結包括利益計算書	8
(3) 連結株主資本等変動計算書	9
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	11
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	13
(継続企業の前提に関する注記)	13
(連結貸借対照表に関する注記)	13
(連結損益計算書に関する注記)	15
(追加情報)	16
(セグメント情報等の注記)	20
(1株当たり情報)	24
(重要な後発事象)	24

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度（2026年5月1日から2026年5月8日まで）における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、米国の関税政策の動向、中東情勢や世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、強みである販売力を活かし、携帯ショップ運営、テナントビル及びマンションの賃貸及び管理、ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。そして「お客様第一主義」のもと、従業員一丸となって積極的な事業活動を行って参りました。

当連結会計年度の連結経営成績は、売上高3億40百万円、営業損失48百万円、経常損失2億32百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2億36百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（移動体通信関連事業）

携帯電話業界におきましては、携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり各通信事業者間のMNP（他通信事業者からの乗り換え）競争が活況を呈しました。スマートフォンの高機能化に伴う価格高騰により、端末の買い替えサイクルは長期化傾向にあります。

このような環境の中、当社は積極的な販売促進活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力しました。また、携帯電話の販売だけでなく、金融サービス、ポイントサービスやスマートフォンを活用した決済サービスを連携させながら提供することにより、お客様のご利用状況やリテラシーに合わせた多様なサービスの提供に注力しました。

当連結会計年度における売上高は、2億81百万円、セグメント損失は18百万円となりました。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、品質と効率の向上を主眼に入居者様の快適な暮らしを最優先に心掛け、管理物件の定期清掃やメンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図って参りました。

当連結会計年度における売上高は16百万円、セグメント利益は7百万円となりました。

（リゾート事業）

リゾート事業におきましては、大人数が集まるようなイベント企画や団体客によるコンペ企画等の復調傾向が続いております。また2026年7月31日をもって、ゴルフレッスン施設（ゴルフフリークス）の運営は閉業いたしました。

当連結会計年度における売上高は41百万円、セグメント利益は10百万円となりました。

（その他）

飲料水の販売やゴルフ用品の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフフリークス」の運営を行っております。

(2) 当期の財政状態の概況

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度における総資産は、209億66百万円となり、前連結会計年度末と比べて8億16百万円の減少となりました。これは、主に現金及び預金の減少によるものであります。

負債は200億73百万円となり、前連結会計年度末と比べて5億80百万円の減少となりました。これは、主に借入金の減少によるものであります。

純資産は、8億93百万円となり、前連結会計年度末と比べて2億36百万円の減少となり、自己資本比率4.0%となりました。

(3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ64百万円減少し、14億76百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は62百万円となりました。これは主に売上債権の増加、未払金の減少額によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は0百万円となりました。これは定期預金の増加によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1百万円となりました。これはリース債務の返済による支出によるものであります。

(参考)キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2022年4月期	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期	2026年5月期
自己資本比率(%)	12.6	11.4	10.8	10.0	4.9	3.9
時価ベースの自己資本比率(%)	17.0	18.2	18.2	15.9	9.9	10.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	—	51.83	73.46	59.76	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	—	3.15	2.48	1.72	—	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

(注2) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを使用しております。

(注4) 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(注5) 2022年4月期、2026年4月期及び2026年5月期のキャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）及びインタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）は営業キャッシュ・フローがマイナスであるため表示しておりません。

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループの利害関係者の多くは、国内の株主、債権者、取引先等であり、海外からの資金調達の必要性が乏しいため、会計基準につきましては日本基準を適用しております。

3. 連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,645,409	※2 1,651,851
売掛金	2,898,936	3,221,854
商品及び製品	99,612	113,295
原材料及び貯蔵品	45,631	44,469
その他	484,331	442,588
貸倒引当金	△54,689	△54,689
流動資産合計	6,119,232	5,419,370
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 10,647,221	※2 10,651,117
減価償却累計額	※2 △3,802,885	※2 △3,809,618
建物及び構築物（純額）	※2 6,844,336	※2 6,841,498
土地	※2 8,090,369	※2 8,091,453
リース資産	401,388	401,388
減価償却累計額	△290,502	△292,519
リース資産（純額）	110,886	108,869
その他	559,323	559,323
減価償却累計額	△515,258	△515,676
その他（純額）	44,064	43,647
有形固定資産合計	15,089,656	15,085,468
無形固定資産	135,249	135,249
投資その他の資産		
投資有価証券	58,126	58,695
長期貸付金	30,980	30,880
敷金及び保証金	125,477	125,682
繰延税金資産	4,575	3,177
その他	※2 219,287	※2 107,570
投資その他の資産合計	438,447	326,006
固定資産合計	15,663,354	15,546,723
繰延資産		
社債発行費	—	—
繰延資産合計	—	—
資産合計	21,782,586	20,966,093

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,873,236	2,173,138
短期借入金	※2 6,035,000	※1, ※2 13,644,617
1年内返済予定の長期借入金	※2, ※3 1,582,126	—
未払金	424,581	※1, ※2 546,656
預り金	1,125,044	1,152,111
リース債務	110,603	※1 155,862
未払法人税等	266,570	289,163
賞与引当金	20,946	22,162
訂正関連費用引当金	59,400	59,400
その他	※4 231,743	※4 452,745
流動負債合計	11,729,252	18,495,858
固定負債		
長期借入金	※2, ※3 7,074,523	—
リース債務	453,919	407,521
繰延税金負債	630,798	630,976
退職給付に係る負債	22,625	22,701
役員退職慰労引当金	123,338	123,338
資産除去債務	10,892	10,892
デリバティブ債務	7,116	—
その他	600,857	381,736
固定負債合計	8,924,072	1,577,167
負債合計	20,653,324	20,073,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	742,099	742,099
資本剰余金	880,617	880,617
利益剰余金	△534,203	△771,135
自己株式	△50,042	△50,042
株主資本合計	1,038,471	801,538
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25,341	25,730
その他の包括利益累計額合計	25,341	25,730
非支配株主持分	65,449	65,799
純資産合計	1,129,262	893,068
負債純資産合計	21,782,586	20,966,093

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	当連結会計年度 (自 2026年5月1日 至 2026年5月8日)
売上高	17,795,149	340,951
売上原価	14,883,424	288,117
売上総利益	2,911,724	52,834
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	543,708	12,128
減価償却費	214,822	4,602
賞与引当金繰入額	26,919	1,160
退職給付費用	5,835	75
貸倒引当金繰入額	20,009	—
地代家賃	151,782	4,010
人材派遣費用	368,270	8,659
販売促進費	222,671	3,743
外注費	167,208	40,402
その他	930,963	26,465
販売費及び一般管理費合計	2,652,192	101,249
営業利益又は営業損失 (△)	259,532	△48,414
営業外収益		
受取利息	3,870	1,673
受取配当金	2,521	160
デリバティブ評価益	3,823	15,611
保険解約返戻金	41,158	—
その他	29,197	28,405
営業外収益合計	80,572	45,850
営業外費用		
支払利息	194,301	3,650
保険解約損	—	2,226
遅延損害金	—	※4 224,407
その他	74,816	—
営業外費用合計	269,117	230,284
経常利益又は経常損失 (△)	70,987	△232,848
特別利益		
固定資産売却益	※1 604,846	—
投資有価証券売却益	47,387	—
その他	22,968	—
特別利益合計	675,202	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 7,035	—
減損損失	※3 1,432,173	—
事業構造改善費用	300,798	—
その他	36,918	—
特別損失合計	1,776,926	—
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,030,736	△232,848
法人税、住民税及び事業税	266,830	2,337
法人税等追徴税額	49,778	—
法人税等調整額	△6,326	1,397
法人税等合計	310,282	3,734
当期純損失 (△)	△1,341,019	△236,583
非支配株主に帰属する当期純利益	35,054	349
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,376,074	△236,932

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2026年 5 月 1 日 至 2026年 5 月 8 日)
当期純損失 (△)	△1,341,019	△236,583
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	※ △17,030	※ 389
その他の包括利益合計	※ △17,030	※ 389
包括利益	△1,358,050	△236,193
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,393,105	△236,542
非支配株主に係る包括利益	35,054	349

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	742,099	880,617	841,871	△49,885	2,414,702
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,376,074		△1,376,074
自己株式の取得				△157	△157
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△1,376,074	△157	△1,376,231
当期末残高	742,099	880,617	△534,203	△50,042	1,038,471

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	42,371	42,371	30,394	2,487,469
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△1,376,074
自己株式の取得				△157
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△17,030	△17,030	35,054	18,024
当期変動額合計	△17,030	△17,030	35,054	△1,358,207
当期末残高	25,341	25,341	65,449	1,129,262

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	742,099	880,617	△534,203	△50,042	1,038,471
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△236,932		△236,932
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△236,932	—	△236,932
当期末残高	742,099	880,617	△771,135	△50,042	801,538

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,341	25,341	65,449	1,129,262
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△236,932
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	389	389	349	739
当期変動額合計	389	389	349	△236,193
当期末残高	25,730	25,730	65,799	893,068

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2025年 5月 1 日 至 2026年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2026年 5月 1 日 至 2026年 5月 8日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,030,736	△232,848
減価償却費	435,312	9,167
繰延資産償却額	14,793	—
減損損失	1,432,173	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△924	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,257	1,216
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△775	75
訂正関連費用引当金の増減額 (△は減少)	△348,183	—
受取利息及び受取配当金	△6,392	△1,833
支払利息	194,301	3,650
固定資産売却損益 (△は益)	△604,846	—
有価証券売却損益 (△は益)	△47,387	—
固定資産除却損	7,035	—
デリバティブ評価損益 (△は益)	△3,823	△15,611
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,102	△322,917
棚卸資産の増減額 (△は増加)	25,089	△12,521
その他の資産の増減額 (△は増加)	△192,314	39,181
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,384	299,902
未払金の増減額 (△は減少)	151,611	△72,642
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△89,380	△871
その他の負債の増減額 (△は減少)	127,361	239,080
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	△16,970	△25,000
その他	9,617	28,366
小計	51,583	△63,605
利息及び配当金の受取額	6,392	1,406
利息の支払額	△139,000	△607
法人税等の支払額	△468,038	△5
営業活動によるキャッシュ・フロー	△549,061	△62,810

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2026年 5 月 1 日 至 2026年 5 月 8 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	27,880	△878
長期性預金の預入による支出	△108,503	—
有形固定資産の取得による支出	△526,534	—
有形固定資産の売却による収入	1,851,605	—
投資有価証券の売却による収入	60,770	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1,290	—
敷金及び保証金の回収による収入	64,509	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,368,438	△878
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	685,000	—
長期借入金の返済による支出	△988,041	—
リース債務の返済による支出	△101,342	△1,139
社債の償還による支出	△975,000	—
割賦債務の返済による支出	△43,960	—
セールアンドリースバック収入	51,353	—
その他	△157	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,372,147	△1,139
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△552,770	△64,829
現金及び現金同等物の期首残高	2,093,618	1,540,847
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,540,847	※ 1,476,018

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループでは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）は、継続して危険な水準となっております。このような財務状況の中、前連結会計年度において、当社の子会社における不適切会計について過年度の決算訂正を行ったものの当社の2025年4月期に係る連結財務諸表等に対する会計監査人の監査報告書の意見が不表明となったことに起因して、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触した上、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社株式は特別注意銘柄に指定され、当社株式の上場廃止リスクが生じております。また、当社グループは、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下において、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて当社の経営体制と財務状態を安定化させるため、当社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。

このような状況により、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、これらの状況を早期に解消し、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、再建計画を策定し上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続を利用することにより、事業の再建を目指してまいります。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。詳細は後述の重要な後発事象に関する注記（会社更生手続における更生計画案の提出について）及び（「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）をご参照下さい。

当社の管財人は、2026年9月9日に更生計画案を裁判所に提出しておりますが、裁判所による更生計画の認可を受けていないことなどから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

預り金に係る表示方法の変更

従来、流動負債の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。この結果、従来「その他」に表示していた1,356,787千円は、「預り金」1,125,044千円、「その他」231,743千円として組み替えております。

(損益計算書)

外注費に係る表示方法の変更

販売費及び一般管理費の「外注費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。この結果、従来「その他」と表示していた1,098,172千円を「外注費」167,208千円、「その他」930,963千円として組み替えております。

（連結貸借対照表に関する注記）

※1 更生債権等の表示区分

当社の2026年5月8日付会社更生手続開始申立てを受け、当社と取引金融機関等との契約に基づき期限の利益を喪失しました当社債務につき、更生債権等として当社が認めた額は流動負債区分の短期借入金等に表示区分しております。当社は、管財人が2026年9月9日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
定期預金	1,162,259千円	※159,000千円
建物	5,031,505千円	5,030,584千円
土地	6,991,175千円	7,615,433千円
計	13,184,939千円	12,805,018千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
短期借入金	6,035,000千円	※13,644,617千円
1年内返済予定の長期借入金	1,582,126千円	－千円
長期借入金	7,074,523千円	－千円
未払金	－千円	258,828千円
計	14,691,649千円	13,903,445千円

※当社の2026年5月8日付会社更生手続開始申立てを受け、契約に基づき期限の利益が喪失したことから、その後、定期預金等と借入金等との相殺が実施されており、相殺後の金額で記載しております。

※3 シンジケートローン

前連結会計年度（2026年4月30日）

(1) 当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行5行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年4月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、当社は下記①の財務制限条項に抵触しておりますが、取引銀行より継続的な支援が得られるよう、建設的な協議を継続してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年4月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

当連結会計年度（2026年5月8日）

(1) 当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行5行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年4月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されておりますが、当社の2026年5月8日付会社更生手続開始申立てを受け、本契約に基づき期限の利益を喪失しました。当社は、管財人が2026年9月9日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年4月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

※4 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
契約負債	53,806千円	54,763千円
計	53,806千円	54,763千円

5 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年4月30日)	当連結会計年度 (2026年5月8日)
当座貸越極度額の総額	—	533,787千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	533,787千円

6 偶発債務

従業員からの訴訟

当社は従業員より不法行為による損害賠償請求約7百万円等を求める訴訟を提起され、係争が生じております。

その他の偶発債務

会社更生法に基づく債権者からの債権届出において、当社が認知しない損害賠償請求権等、合計約34百万円の

債権の届出がありました。
(連結損益計算書に関する注記)

※1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	当連結会計年度 (自 2026年5月1日 至 2026年5月8日)
建物及び構築物	30,632千円	－千円
土地	515,725千円	－千円
その他	58,488千円	－千円
計	604,846千円	－千円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	当連結会計年度 (自 2026年5月1日 至 2026年5月8日)
建物及び構築物	－千円	－千円
その他	7,035千円	－千円
計	7,035千円	－千円

※3 減損損失

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金額（千円）
岐阜県加茂郡富加町	ゴルフ場	建物、土地及びリース資産等	634,059
岐阜県関市	ゴルフ場	建物、土地及びリース資産等	245,764
三重県津市	ゴルフ場	建物、土地及びリース資産等	384,052
名古屋市他	賃貸不動産	建物及び土地	126,391
名古屋市他	携帯ショップ	建物及び構築物等	41,904

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗・不動産を基本単位としグルーピングしております。当連結会計年度において、収益性が低下した店舗や不動産価値の低下している不動産の一部について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

該当事項はありません。

※4 遅延損害金

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

2026年9月15日に東京地方裁判所により当社の会社更生手続における管財人提出の更生計画案について、決議に付する旨の決定がされました。上記に伴い、債権届出や財産評定の結果、明らかになった主として金融機関からの借入に対する遅延損害金224百万円を営業外費用に計上しております。

(追加情報)

(会社更生手続開始決定及び会社更生手続における更生計画案の提出について)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。また、裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいりました。そして、2026年9月9日に、当社の管財人は、会社更生法第184条第1項に基づき、更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を同裁判所に提出いたしました。

本更生計画案は、同裁判所により決議に付する旨の決定及び本更生計画案に係る議決権者を定めるための基準日の決定、並びに、基準日の官報公告がなされた後、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者、更生担保権者及び株主の皆様に対して送付されることとなります。本更生計画案についての議決権の行使の方法は、現在のところ、書面等投票により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法によるものとされ、書面等投票の期間は、10月下旬から11月中旬の間に設定される見込みです。

今後も、当社は、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいり所存でございますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本更生計画案につきましては、金融商品取引法等の適用法令との関係を考慮し、法令遵守の観点から、東京地方裁判所に対してその全部について閲覧・謄写等の制限に係る決定の申立てを行い、2026年9月10日付で同決定（2026年9月30日までの閲覧・謄写等の制限の決定）を受けております。

1. 本更生計画案の概要

（1）事業再生の基本方針

当社は、当社株式の上場維持を図るため、特別注意銘柄解除に向けたガバナンス強化を行い、コスト構造を見直した上で移動体関連事業及びリゾート事業の抜本改革を行って収益性を改善するとともに、収益貢献度の低い不動産は売却して金融機関に対して負う借入債務等に対する弁済資金に充てる等して、当社株式の上場を維持しつつ、自主再建を図ることを本更生計画案の基本方針とします。

（2）経営改革の基本方針

当社は、更生計画を確実に遂行できる会社として存続を図るため、以下のとおり関係会社を含めた経営改革を実行します。

①ガバナンス体制

ア 更生手続開始決定から更生計画認可決定までのガバナンス体制

東京地方裁判所から選任された下記両名の管財人の管理の下、事業を従前どおり継続している。

事業家管財人（石田 雅文）

法律家管財人（弁護士 栗田口 太郎）

イ 更生計画認可決定後のガバナンス体制

管財人は、本更生計画案に基づき、当社の取締役及び監査役を新たに選任する。そして、当社の会社更生手続中は、管財人が役員選任権を保持しつつ、取締役会及び監査役会の実効性及び内部管理体制の確保に努める。

②改革方針

ア 当社及び子会社等

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行う。また、収益・キャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心とした不動産売却等により、成熟市場においても着実に収益を確保できる体制を目指す。

イ 移動体関連事業（株式会社トーシンモバイル）

移動体関連事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図る。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化する。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図る。

ウ 不動産事業（当社及びトーシンコーポレーション株式会社）

収益やキャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心に不動産を適正価格で売却し、売却収入を原資とした早期弁済による更生計画等に基づく弁済を行い、利払いを軽減して、当社グループ全体の資金繰りの改善を図る。入居者対応におけるサービス品質の向上のため、業務管理体制の見直しを図り、顧客満足度を高め、入居率向上に向けたサービス展開を行う。

また、当社の所有物件のうち特に重要な物件であるさくらHills NISHIKI Platinum Residenceにて行っていたゴルフークス事業（ゴルフレッスン・ショップ事業）撤退後の区画を貸し出す等積極的に事業展開を図り、収益の拡大を目指す。

エ リゾート事業（トーシンリゾート株式会社及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部）

各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図る。

不採算であったゴルフークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーシンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図る。

（３）本更生計画案に基づく弁済計画

当社は、原則として、事業の収益により更生担保権者及び更生債権者（以下「更生債権者等」といいます。）に対し、更生担保権及び更生債権（以下「更生債権等」といいます。）の全部の弁済（デット・エクイティ・スワップ等によるものを含む。）を行うことを本更生計画案の基本方針とします。事業収益による弁済の原資は、当社の資金繰りへの影響を考慮し、翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金を超過する部分とします。

また、当社は、収益貢献度の低い不動産を売却し、当該不動産に関して担保権を持つ更生担保権者等に対する弁済を行う予定です。

更に、当社は、当社の株式が上場していることのメリットを活かし、本更生計画案に基づき更生債権者等に対してデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）による株式等の発行を行います。これにより、当社に追加の金銭負担なく、多額の金融債務を軽減し、もって財務体質の強化及び安定的な事業運営、信用力の確保を実現することができます。

上記の基本方針を含む、本更生計画案に基づく弁済計画の概要は以下のとおりです。なお、本更生計画案に係る会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定を条件として行われるDESに関連して発行することを予定している新株予約権及び種類株式等の詳細は、後日開示する予定です。

① 事業収益等による弁済

ア 更生担保権

更生担保権全額について、原則として、各事業年度の末日から4か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金7億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

但し、裁判所の許可を受けて更生担保権の目的物となっている不動産を売却した場合は、売却経費等を除いた不動産売却代金をもって更生担保権の弁済に充てる。

イ 一般更生債権

一般更生債権全額については、原則として、更生担保権の弁済が完了した後、各事業年度の末日から4か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金7億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

② DESの実施

本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行する。また、本更生手続における更生担保権者及び更生債権者に対し、新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資すべき財産を更生債権等とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすることで、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する。

（４）株式

本更生計画案に記載される株主の権利の変更等に関する事項は、概要以下のとおりです。

① 株式の消却等

当社の発行済株式について、その全部を消却しない（いわゆる100%減資を行わない。）。但し、本更生計画案に基づくデット・エクイティ・スワップによる株式の発行又は今後スポンサーが現れた場合に行われる可能性がある第三者割当増資等により、当社の発行済株式について、東京証券取引所の上場廃止基準に反しない範囲で、希薄化の影響を受けることとなる。

② 配当の制限

当社は、会社更生手続中は、原則として、株主に対する剰余金の配当を行わない。但し、株主に対する配当を行うことについて、裁判所の許可を得て、株主に対する剰余金の配当を行うことができる。

③ 株主に対する清算価値の保障

(i) 会社更生法第194条第1項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されており、かつ、当該株主名簿に記載されている株式数の全部又は一部（以下「本件対象株式」という。）を、2030年10月末日時点において継続して保有している株主（会社更生法第194条第1項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されていた株主から、当該株主名簿に記載されている株式全てを包括承継した株主を含む。以下「本件対象株主」という。）は、2030年10月末日から3か月以内に当社に対して書面により請求することにより、個別に下記(ii)の適用を受けることができる。

(ii) 本件対象株主が保有する本件対象株式について、2031年3月末日限り、下記(a)と(b)とを比較し、(a)が(b)を上回っていた場合に、その差額を支払う。但し、下記(a)が(b)と同額である場合、又は下記(a)が(b)を下回る場合には、本件対象株主が保有する本件対象株式の数に1円を乗じて算出される金額を支

払う。

(a) 当社が更生手続開始決定日時点で清算した場合の残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額

(b) 本件対象株式に係る2030年10月末日時点の評価額（当該株式が国内に開設されている取引所金融商品市場に上場している場合は、2030年10月末日時点の東京証券取引所スタンダード当該市場における本件対象株式の終値による。）に、本件対象株主が保有する本件対象株式の数を乗じて算出される金額

（５）定款の変更

当社の定款は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画認可決定日をもって、定款の一部を変更します。この場合、当社の決算期は、「毎年4月30日」から「毎年10月31日」に変更されることになります。また、DESに関連して発行することを予定している種類株式に関する定款変更の内容は、後日開示する予定です。

（６）役員の選任等

当社は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画に基づき、更生計画認可決定日をもって、次のとおり役員を選任します。また、取締役のうち、石田雅文氏を代表取締役として選定いたします。なお、以下の役員以外の役員については、会社更生法第211条第4項に基づき、更生計画認可の決定の時に退任します。

① 取締役

石 田 雅 文
奥 村 竜 弥
前 田 千代子（四十山 千代子）

② 監査役

大 田 貴 之
長谷川 正 勝
大 橋 大 輔

③ 会計監査人

監査法人アリア

なお、管財人は、適切と認めるときは、会社更生法第72条第4項前段及び第5項に基づき、裁判所の決定により、取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）の権限を回復させることができます。この場合、管財人は、取締役（会）及び監査役（会）を監督します。

2. 今後の予定

2026年9月15日	裁判所による更生計画案付議決定
2026年9月下旬（目処）	裁判所による議決権者を定めるための基準日の公告
2026年10月中旬（目処）	議決権者を定めるための基準日
2026年10月下旬～11月中旬（目処）	本更生計画案に関する書面等投票の期間
2026年11月中旬（目処）	更生計画の認可決定

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、移動体通信機器等の販売、携帯電話サービス契約への加入取次等の業務受託等を行う「移動体通信関連事業」、貸しビル、マンション賃貸事業及び不動産販売事業等を行う「不動産事業」及びゴルフ場の運営管理等を行う「リゾート事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	移動体 通信関連 事業	不動産 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	15,417,518	837,785	1,528,892	17,784,196	10,952	17,795,149
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	15,417,518	837,785	1,528,892	17,784,196	10,952	17,795,149
セグメント利益	182,895	304,198	216,024	703,118	△18,675	684,442
セグメント資産	3,876,822	12,048,577	2,909,061	18,834,461	19,799	18,854,260
その他の項目						
減価償却費	4,992	262,636	148,045	415,674	—	415,674
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—
受取利息	309	651	350	1,311	—	1,311
支払利息	91,858	32,163	17,086	141,107	268	141,376
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	51,799	270,186	53,502	375,488	—	375,488

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水の販売、太陽光売電収入、ゴルフレッスン施設収入、ふるさと納税返礼品提供収入等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	移動体 通信関連 事業	不動産 事業	リゾート 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	281,106	16,181	41,798	339,086	1,865	340,951
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	281,106	16,181	41,798	339,086	1,865	340,951
セグメント利益	△18,191	7,238	10,536	△416	△388	△804
セグメント資産	3,876,822	12,032,570	2,909,419	18,818,812	43,697	18,862,510
その他の項目						
減価償却費	—	5,568	3,336	8,904	2	8,906
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—
受取利息	17	59	12	89	—	89
支払利息	1,278	194	377	1,851	55	1,907
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	—	—	—	—	—	—

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水の販売、太陽光発電収入、ゴルフレッスン施設収入、ふるさと納税返礼品提供収入等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,784,196	339,086
「その他」の区分の売上高	10,952	1,865
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	17,795,149	340,951

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	703,118	△416
「その他」の区分の利益	△18,675	△388
セグメント間取引消去	—	—
全社費用（注）	△613,455	△232,044
連結財務諸表の経常利益又は経常損失（△）	70,987	△232,848

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、営業外収益及び営業外費用であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	18,834,461	18,818,812
「その他」の区分の資産	19,799	43,697
全社資産（注）	2,928,325	2,103,583
連結財務諸表の資産合計	21,782,586	20,966,093

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現預金であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	415,674	8,904	—	2	19,638	261	435,312	9,167
受取利息	1,311	89	—	—	2,559	1,583	3,870	1,673
支払利息	141,107	1,851	268	55	52,924	1,742	194,301	3,650
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	375,488	—	—	—	103,337	4,978	478,826	4,978

【関連情報】

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略いたしております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オーレンジ	9,212,204	移動体通信関連事業
ソフトバンク株式会社	2,331,814	移動体通信関連事業
KDDI株式会社	2,423,243	移動体通信関連事業

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略いたしております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オーレンジ	196,640	移動体通信関連事業
ソフトバンク株式会社	35,352	移動体通信関連事業
KDDI株式会社	11,307	移動体通信関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

「移動体通信関連事業」セグメントにおいて41,904千円、「不動産事業」セグメントにおいて126,391千円、「リゾート事業」セグメントにおいて1,263,877千円、固定資産の減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	当連結会計年度 (自 2026年5月1日 至 2026年5月8日)
1株当たり純資産額	174円69銭	127円97銭
1株当たり当期純損失金額（△）	△212円86銭	△36円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額	—	—

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	当連結会計年度 (自 2026年5月1日 至 2026年5月8日)
(1) 1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (千円)	△1,376,074	△236,932
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額 (千円)	△1,376,074	△236,932
普通株式の期中平均株式数 (株)	6,464,710	6,464,549
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	—

（重要な後発事象）

（管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更

が生じたところ、2026年6月5日に開催された取締役会において、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されました。

1. 解任事由として取締役会で説明された理由

（1）管財人石田雅文の解任事由

2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会において、取締役の解任が可決された者であって、取締役の任務懈怠責任を問われうる立場であるため、及び、管財人としての職務を公正に行うことが期待できないため。

（2）管財人栗田口太郎の解任事由

従前、会社の代理人弁護士として、石田雅文をサポートしており、同人に対する責任追及を期待できないため、及び、管財人としてスポンサー選定を公正に行うことが期待できないため。

2. 申立予定日

未定

なお、管財人解任申立てに関する管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見は以下のとおりです。

＜管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見＞

管財人としては、解任事由に該当する事実は存在せず、解任申立てには理由がないと考えていますので、このような解任申立てに対しては肅々と対応するとともに、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について）

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

この会社更生手続開始決定に対して、当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏による2026年6月3日付の即時抗告書及び当社の株主である株式会社ジェットによる2026年6月8日付の即時抗告書が、それぞれ、東京地方裁判所に対して提出された事実が判明しました。

東京地方裁判所の会社更生手続開始決定は、その決定の時（2026年5月8日午後4時）から効力を生じており、即時抗告がありましても、会社更生手続開始決定を停止する効力（執行停止効）はありません。管財人による当社の事業経営権及び財産管理処分権は、現在でも有効に存続しています。

1. 抗告人の概要

株式会社ジェット（当社株主）

石田ゆかり氏（当社株主）

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。

2. 抗告理由の概要

いずれの即時抗告につきましても、①更生手続開始の原因となる事実が認められないこと、②事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであること、③不当な目的で更生手続開始の申立てがされたこと、及び、④更生手続開始申立ての手続が違法であることが、抗告理由として主張されております。

3. 即時抗告に対する管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見

管財人としては、抗告理由とされた内容はいずれも正当でなく、即時抗告には理由がないと考えております。管財人としては、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（開示事項の経過：会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告の棄却決定について）

東京地方裁判所により2026年5月8日付でなされた当社における会社更生手続開始決定に対して、石田ゆかり氏及び株式会社ジェットにより、それぞれ、即時抗告が行われておりましたが、東京高等裁判所は、2026年7月28日付で、本即時抗告をいずれも棄却する旨の決定を行いました。

1. 本棄却決定のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所

2026年7月28日

2. 本即時抗告を行った抗告人の概要

株式会社ジェット（当社株主）

石田ゆかり氏（当社株主）

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。

3. 本棄却決定に至った経緯

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏及び当社の株主である株式会社ジェットは、上記会社更生手続開始決定を不服として、東京高等裁判所に対し、石田ゆかり氏は2026年6月3日付で、株式会社ジェットは2026年6月8日付で、即時抗告を行いました。

本即時抗告に対し、東京高等裁判所は、①当社には支払不能が生ずるおそれがあり、会社更生法第17条第1項第1号の事由があると認められること、②更生計画案作成の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、③更生計画案の可決又は更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、④当社の再建につき会社更生手続を選択し、更生担保権者の権利行使の抑制を図るとともに、株式会社ジェットないし当社の元代表取締役である石田信文氏の株主としての影響力の抑制を図ることについては一定の合理性があるものと認められ、当社の会社更生手続開始の申立てが不当な目的でされ、又は誠実な目的でされたものではないとは認められないこと、⑤当社の会社更生手続開始の申立てに係る会社法上の手続違背は認められないことなどを理由に、2026年7月28日付で本棄却決定をし、当社は、2026年7月31日に本棄却決定の決定書を受領いたしました。

4. 本棄却決定の内容

- （1）本件各抗告をいずれも棄却する。
- （2）抗告費用は各抗告人の負担とする。

5. 管財人解任の申立ての棄却

本即時抗告に関連して、石田ゆかり氏及び当社グループの従業員4名より、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を当社の管財人から解任するよう求める申立てが、それぞれ、東京地方裁判所に対して行われておりましたが、東京地方裁判所は、従業員4名による上記申立てについては2026年7月16日付で、石田ゆかり氏による上記申立てについては2026年7月27日付で、いずれも棄却する旨の決定を行いました。

なお、当社は、2026年6月9日付「当社管財人の解任申立てに係る取締役会決議に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年6月5日に開催された当社の取締役会において管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を当社の管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されておりましたが、当社による上記申立ては確認されておられません。

6. 今後の見通し（管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見）

管財人としては、本棄却決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。管財人としては、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（会社更生手続における更生債権等の認否書及び財産評定書の提出について）

当社について、2026年5月8日付けで東京地方裁判所により会社更生手続開始決定がされておりますが、当社管財人は、2026年8月7日、会社更生法に基づき、更生債権等の認否書及び財産評定書を東京地方裁判所に提出いたしました。

1. 更生債権等の認否書について

債権届出期間内に届出があった更生債権等について、会社更生法第146条第1項に基づき認否書を作成し、同第3項に基づき、認否書を東京地方裁判所に提出いたしました。

2. 財産評定書について

会社更生法第83条第1項及び第2項に基づき、当社に属する一切の財産について、その価額を評定し、同第3項に基づき、財産評定書（貸借対照表及び財産目録）を東京地方裁判所に提出いたしました。

（会社更生手続における更生計画案の提出について）

当社は、2026年5月8日付で公表しました「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」に記載のとおり、同年5月8日に東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいりました。そして、2026年9月9日に、当社の管財人は、会社更生法第184条第1項に基づき、更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を同裁判所に提出いたしました。これらを受け、2026年9月15日には、東京地方裁判所により当社の会社

更生手続における更生計画案が決議に付する旨の決定がされました。

本更生計画案は、同裁判所により決議に付する旨の決定及び本更生計画案に係る議決権者を定めるための基準日の決定、並びに、基準日の官報公告がなされた後、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者、更生担保権者及び株主の皆様に対して送付されることとなります。本更生計画案についての議決権の行使の方法は、現在のところ、書面等投票により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法によるものとされ、書面等投票の期間は、10月下旬から11月中旬の間に設定される見込みです。

今後も、当社は、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいり所存でございますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本更生計画案につきましては、金融商品取引法等の適用法令との関係を考慮し、法令遵守の観点から、東京地方裁判所に対してその全部について閲覧・謄写等の制限に係る決定の申立てを行っております。

1. 本更生計画案の概要

（1）事業再生の基本方針

当社は、当社株式の上場維持を図るため、特別注意銘柄解除に向けたガバナンス強化を行い、コスト構造を見直した上で移動体関連事業及びリゾート事業の抜本改革を行って収益性を改善するとともに、収益貢献度の低い不動産は売却して金融機関に対して負う借入債務等に対する弁済資金に充てる等して、当社株式の上場を維持しつつ、自主再建を図ることを本更生計画案の基本方針とします。

（2）経営改革の基本方針

当社は、更生計画を確実に遂行できる会社として存続を図るため、以下のとおり関係会社を含めた経営改革を実行します。

①ガバナンス体制

ア 更生手続開始決定から更生計画認可決定までのガバナンス体制

東京地方裁判所から選任された下記両名の管財人の管理の下、事業を従前どおり継続している。

事業家管財人（石田 雅文）

法律家管財人（弁護士 栗田口 太郎）

イ 更生計画認可決定後のガバナンス体制

管財人は、本更生計画案に基づき、当社の取締役及び監査役を新たに選任する。そして、当社の会社更生手続中は、管財人が役員選任権を保持しつつ、取締役会及び監査役会の実効性及び内部管理体制の確保に努める。

②改革方針

ア 当社及び子会社等

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行う。また、収益・キャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心とした不動産売却等により、成熟市場においても着実に収益を確保できる体制を目指す。

イ 移動体関連事業（株式会社トーシンモバイル）

移動体関連事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図る。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化する。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図る。

ウ 不動産事業（当社及びトーシンコーポレーション株式会社）

収益やキャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心に不動産を適正価格で売却し、売却収入を原資とした早期弁済による更生計画等に基づく弁済を行い、利払いを軽減して、当社グループ全体の資金繰りの改善を図る。入居者対応におけるサービス品質の向上のため、業務管理体制の見直しを図り、顧客満足度を高め、入居率向上に向けたサービス展開を行う。

また、当社の所有物件のうち特に重要な物件であるさくらHills NISHIKI Platinum Residenceにて行っていたゴルフークス事業（ゴルフレッスン・ショップ事業）撤退後の区画を貸し出す等積極的に事業展開を図り、収益の拡大を目指す。

エ リゾート事業（トーシンリゾート株式会社及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部）

各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図る。

不採算であったゴルフークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーシンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図る。

（３）本更生計画案に基づく弁済計画

当社は、原則として、事業の収益により更生担保権者及び更生債権者（以下「更生債権者等」といいます。）に対し、更生担保権及び更生債権（以下「更生債権等」といいます。）の全部の弁済（デット・エクイティ・スワップ等によるものを含む。）を行うことを本更生計画案の基本方針とします。事業収益による弁済の原資は、当社の資金繰りへの影響を考慮し、翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金を超過する部分とします。

また、当社は、収益貢献度の低い不動産を売却し、当該不動産に関して担保権を持つ更生担保権者等に対する弁済を行う予定です。

更に、当社は、当社の株式が上場していることのメリットを活かし、本更生計画案に基づき更生債権者等に対してデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）による株式等の発行を行います。これにより、当社に追加の金銭負担なく、多額の金融債務を軽減し、もって財務体質の強化及び安定的な事業運営、信用力の確保を実現することができます。

上記の基本方針を含む、本更生計画案に基づく弁済計画の概要は以下のとおりです。なお、本更生計画案に係る会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定を条件として行われるDESに関連して発行することを予定している新株予約権及び種類株式等の詳細は、後日開示する予定です。

① 事業収益等による弁済

ア 更生担保権

更生担保権全額について、原則として、各事業年度の末日から4か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金7億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

但し、裁判所の許可を受けて更生担保権の目的物となっている不動産を売却した場合は、売却経費等を除いた不動産売却代金をもって更生担保権の弁済に充てる。

イ 一般更生債権

一般更生債権全額については、原則として、更生担保権の弁済が完了した後、各事業年度の末日から4か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金7億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

② DESの実施

本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行する。また、本更生手続における更生担保権者及び更生債権者に対し、新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資すべき財産を更生債権等とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすることで、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する。

（４）株式

本更生計画案に記載される株主の権利の変更等に関する事項は、概要以下のとおりです。

① 株式の消却等

当社の発行済株式について、その全部を消却しない（いわゆる100%減資を行わない。）。但し、本更生計画案に基づくデット・エクイティ・スワップによる株式の発行又は今後スポンサーが現れた場合に行われる可能性がある第三者割当増資等により、当社の発行済株式について、東京証券取引所の上場廃止基準に反しない範囲で、希薄化の影響を受けることとなる。

② 配当の制限

当社は、会社更生手続中は、原則として、株主に対する剰余金の配当を行わない。但し、株主に対する配当を行うことについて、裁判所の許可を得て、株主に対する剰余金の配当を行うことができる。

③ 株主に対する清算価値の保障

(i) 会社更生法第194条第1項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されており、かつ、当該株主名簿に記載されている株式数の全部又は一部（以下「本件対象株式」という。）を、2030年10月末日時点において継続して保有している株主（会社更生法第194条第1項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されていた株主から、当該株主名簿に記載されている株式全てを包括承継した株主を含む。以下「本件対象株主」という。）は、2030年10月末日から3か月以内に当社に対して書面により請求することにより、個別に下記(ii)の適用を受けることができる。

(ii) 本件対象株主が保有する本件対象株式について、2031年3月末日限り、下記(a)と(b)とを比較し、(a)が(b)を上回っていた場合に、その差額を支払う。但し、下記(a)が(b)と同額である場合、又は下記(a)が(b)を下回る場合には、本件対象株主が保有する本件対象株式の数に1円を乗じて算出される金額を支

払う。

- (a) 当社が更生手続開始決定日時点で清算した場合の残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額
- (b) 本件対象株式に係る2030年10月末日時点の評価額（当該株式が国内に開設されている取引所金融商品市場に上場している場合は、2030年10月末日時点の東京証券取引所スタンダード当該市場における本件対象株式の終値による。）に、本件対象株主が保有する本件対象株式の数に乗じて算出される金額

（５）定款の変更

当社の定款は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画認可決定日をもって、定款の一部を変更します。この場合、当社の決算期は、「毎年4月30日」から「毎年10月31日」に変更されることになります。また、DESに関連して発行することを予定している種類株式に関する定款変更の内容は、後日開示する予定です。

（６）役員の選任等

当社は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第1項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画に基づき、更生計画認可決定日をもって、次のとおり役員を選任します。また、取締役のうち、石田雅文氏を代表取締役として選定いたします。なお、以下の役員以外の役員については、会社更生法第211条第4項に基づき、更生計画認可の決定の時に退任します。

① 取締役

石 田 雅 文
奥 村 竜 弥
前 田 千代子（四十山 千代子）

② 監査役

大 田 貴 之
長谷川 正 勝
大 橋 大 輔

③ 会計監査人

監査法人アリア

なお、管財人は、適切と認めるときは、会社更生法第72条第4項前段及び第5項に基づき、裁判所の決定により、取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）の権限を回復させることができます。この場合、管財人は、取締役（会）及び監査役（会）を監督します。

2. 今後の予定

2026年9月15日	裁判所による更生計画案付議決定
2026年9月下旬（目処）	裁判所による議決権者を定めるための基準日の公告
2026年10月中旬（目処）	議決権者を定めるための基準日
2026年10月下旬～11月中旬（目処）	本更生計画案に関する書面等投票の期間
2026年11月中旬（目処）	更生計画の認可決定

（「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）

当社は、2026年5月8日付で公表しました「「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」について」に記載のとおり、経営の安定化及び財務状態の改善を図るため、再建計画（以下「当初再建計画」といいます。）を策定し、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、当社の再建に向けて取り組んでまいりました。2026年9月9日に、当初再建計画の内容を2026年5月8日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえて更新するとともに、更新後の再建計画（以下「本再建計画」といいます。）を東証に対して提出致しました。

本再建計画は、2026年5月8日付で東京地方裁判所より開始決定がなされた当社の会社更生手続（以下「本更生手続」といいます。）を前提に、当社の内部管理体制の改善のための諸施策を管財人の下で一層推進しつつ、①商取引債権者の皆様に対しては従前の約定どおり債務をお支払いすること、②当社の既存株式について100%減資は行わないこと、③取引金融機関に対しては長期分割弁済計画により元本全額を弁済する方針であること等を内容としており、更生手続開始決定による債権者及び株主の皆様への影響を適切に抑えつつ、当社グループの再建を着実に進める方針としており、かかる基本方針において、当初再建計画からの変更はありません。本再建計画における当初再建計画の更新は、2026年5月8日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえ、その内容を実態に合わせる形で反映するものであり、当初再建計画の内容を根本的・抜本的に変更・修正するものではありません。

なお、当社株式は、後述のとおり東証により2025年11月22日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性が残されておりますが、当社としては、できるかぎり上場廃止とならないよう、適切に対応していく所存です。

関係者各位にはご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

本再建計画の概要は下記のとおりです。

1. 本再建計画の骨子

（1）経緯

当社は、2025年2月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び2025年5月9日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触し、当社グループは、2025年8月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることに考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、いわゆるDIP型の会社更生手続（代表取締役などの現経営陣から管財人の選任を受けるタイプの会社更生手続）を利用することにより、事業の再建を目指すことといたしました。

（2）本再建計画の基本方針

本再建計画は、会社更生法の下で、これを基本的な骨子として更生計画案を作成し、遂行する予定のものです。当社グループの取引先、株主、そして取引金融機関に対する影響を適切に抑える内容となっております。

まず、取引先等の商取引債権者に対する支払は、裁判所の許可の下、すべて従前の約定どおりの時期・方法で実施しております。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続することができていると考えております。また、租税等の公租公課及び従業員の賃金等の労働債権も全額の弁済を実施しています。

次に、当社の株主に対する影響については、会社更生法に基づく更生手続開始時（2026年5月8日午後4時）の時価による財産評定において、当社の財務状態は、債務超過ではなく資産超過とされており、本再建計画においても、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）は予定されていないことから、株主の皆様は従前どおり当社が発行する上場株式を継続して保有し又は売却することができます。

また、当社の取引金融機関に対しては、本再建計画において、当社グループの借入債務に係る返済方法の変更を予定しております。返済期間は長期化するものの、本再建計画において、その元本全額を弁済できる見込みです。

本再建計画の骨子は、概ね、下記①乃至⑦に記載のとおりです（今後の会社更生手続において、必要な変更又は修正がされる可能性があります。）。

① 商取引債権等の弁済について

当社は、会社更生法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、商取引債権者（リース債権者を含みます。）に対し、従前の約定どおり弁済を行います。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続し、もって当社グループに対する信用不安の発生を最小限に抑えることができるものと考えております。

② 取引金融機関からの借入に対する弁済について

取引金融機関に対する借入債務については、従前の約定に基づく弁済に代えて、今後の当社の事業収益及び当社グループが保有する不動産の売却代金を原資として弁済を行います。

第一に、当社は、取引金融機関に対して、当社グループが保有する現預金のうち、翌期の事業運営に必要な一定額を超過する部分を原資として、借入金の弁済を行うことを予定しています。

第二に、当社グループは、遊休資産及び利益率の低い収益物件を中心に保有不動産の売却活動を進め、取引金融機関に対して弁済を行い、有利子負債を圧縮いたします。

なお、後述するスポンサーからの第三者割当増資その他の方法による支援が実現した場合には、これによる拠出金も弁済原資の一部を構成します。

当社は、以上の弁済を内容とする15年間の長期弁済計画により、取引金融機関に対し、借入債務元本の全額を弁済する更生計画案を作成し、東京地方裁判所に提出いたしました。

③ スポンサー探索及び第三者割当増資の実施

当社は、当初再建計画を提出以降、資本の増強、資金繰りの安定化のための資金調達又は戦略的な資本

提携等を目的として、フィナンシャル・アドバイザーを選定の上、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーを鋭意探索しましたが、東京地方裁判所に更生計画案を提出するまでに現実的なスポンサーの選定に至りませんでした。このため、本再建計画提出以降も引き続き、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーの探索を検討いたします。裁判所の許可を得てスポンサーとの合意に至った場合には、当該スポンサーを引受人として第三者割当増資を実施する場合があります。なお、増資引受けに関する詳細条件については、管財人が今後探索するスポンサー候補との協議事項ですので、決定次第ご報告申し上げますが、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案に基づき、新しい種類の種類株式を発行する可能性があります。また、当社は、スポンサー候補に対する第三者割当増資を実施する場合、東証が定める株主の希薄化等に関するルールに従って当該増資を実行する予定ですが、スポンサー候補による増資引受けに際しては、既存発行株式の価値が希薄化することが想定されます。

④ デット・エクイティ・スワップ

管財人は、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案において、(i)本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行すること、並びに、(ii)本更生手続における更生担保権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されている債権者）及び更生債権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されていない債権者）に対し、その任意の希望に基づき新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資すべき財産を更生債権又は更生担保権（以下、総称して「更生債権等」といいます。）とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすること、という二種類のデット・エクイティ・スワップを規定することにより、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する方針です。

⑤ 既存の株式の取扱い

前述したとおり、当社は、本再建計画において、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）の実施は予定しておりません。したがって、当社の株主は、当社の株式を継続して保有し又は売却することが可能です。一方で、上記④に記載しましたとおり、本更生手続における更生債権等を対象にデット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者等に対して新株を発行することを検討しており、これにより、既存の株式について、上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率300%を超えない範囲）で、議決権の希薄化が生じる可能性があります。この場合、既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになりますが、これらの新株の発行は、当社グループの再建及び事業継続、そして当社グループの企業価値向上のために必要なものと考えられますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、更生計画により、資本金の額の減少を行い、当社の資本金の額を6億4,209万9,959円減少させ、減少後の資本金の額を1億円とします（なお、効力発生日は、更生計画認可決定確定日とします。）が、これは、前述した100%減資に該当するものではありません。

⑥ DIP ファイナンスについて

当社は、本更生手続による再建を遂行するために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行から、2026年5月8日付けで当座貸越枠の設定（いわゆるDIPファイナンスの供与）を受けております。当座貸越契約（その後の変更を含む。）の概要は以下のとおりです。

融資形態：当座貸越

貸付人：株式会社三井住友銀行

契約期限：2026年12月30日又は更生計画案の書面投票期限から5銀行営業日が経過する日のいずれか早い日

貸越極度額：533,787,000円

⑦ ガバナンス体制の強化について

当社は、2025年11月25日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせしたとおり、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、元代表取締役である創業者石田信文氏の倫理観・誠実性の欠如などからガバナンスが機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、2025年11月22日付で、株式会社東京証券取引所により、特別注意銘柄に指定されました。

当社は、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、

本更生手続の下においても、管財人体制の下で、当該改善計画に基づき、特別注意銘柄の指定の解除を目指す方針です。

(3) 裁判所の認可の見込み

① 更生計画案の可決の見込み

本再建計画を基礎として作成される本更生手続上の更生計画が裁判所に認可される前提として、更生計画案は、会社更生法上、(i)過半数の議決権を有する更生債権者の同意、(ii)4分の3以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意及び(iii)過半数の議決権を有する株主の同意により可決される必要があります。

(i) 更生債権者には、一般には商取引債権者が含まれますが、当社の会社更生手続においては、前記

1. (2)①記載のとおり商取引債権については随時弁済することを予定しておりますので、現時点においては、取引金融機関及びリース債権者を除き、一般の更生債権者は存在しません。

(ii) 更生担保権者は、現時点においては、取引金融機関及び愛知県が存在します。当社は、本更生手続に係る開始の申立てに先立ち、本更生手続において更生担保権者となるものと想定される取引金融機関（全14金融機関）に対し、本更生手続のもとで本再建計画を進めることにつき説明を行った結果、全14金融機関のいずれから異議はなかったことから、本更生手続において本再建計画を基礎として管財人が作成する更生計画案についても、現時点で想定される更生担保権者（取引金融機関）の議決権の総額の4分の3以上に当たる皆様から同意を得られる見込みがあるものと想定しております。

(iii) 株主の同意につきましては、本再建計画が、当社グループの再建及び上場維持のために不可欠であること、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）は予定していないことなどに照らせば、既存株主の皆様の利益に十分に配慮された計画であり、株主の皆様からご理解を得られる内容であるものと想定しております。もっとも、前述した過半数の議決権を有する株主の同意が得られない場合においても、会社更生法の規定に基づき、株主の権利を保護する条項により、裁判所による更生計画の認可の要件を充足する見込みがあると考えられます。

② 更生計画の認可の見込み

本更生手続は、2026年5月8日付けで東京地方裁判所より更生手続開始決定がなされたものであり、法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものです。また、以上で述べた本再建計画は、公正かつ衡平な内容であり、遂行可能であると考えられ、誠実かつ公正な方法により、4分の3以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意、過半数の議決権を有する更生債権者の同意、及び、過半数の議決権を有する株主の同意又はこれに代わる権利保護条項の規定による認可の要件を充足する見込みがあると考えております。

以上を踏まえ、当社といたしましては、本再建計画を基礎として作成した本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは十分に存するものと考えております。また、調査委員候補者であった永沢徹弁護士より、当初再建計画を基礎として作成される更生計画について裁判所の認可を得られる見込みがあることについて、本更生手続開始前に意見書を受領しているところ、本再建計画は当初再建計画の基本方針を継承していること、また、本再建計画に基づき作成した更生計画案については裁判所及び調査委員との間で協議を重ねて作成していることを踏まえ、本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは存するものと考えられます。

2. 今後の見通しについて

(1) 今後の事業戦略について

当社グループの今後の事業戦略といたしましては、①モバイル事業の抜本見直し、②リゾート事業の改善、③本社費を中心とした経費削減などにより、成熟した市場においても着実に収益を確保できる体制を目指します。

当社は、モバイル、リゾート及び不動産を中心とした各事業において、多くのお客さまへ満足度の高い商品やサービスのご提案・ご提供をしてまいりました。

今後も、お客さまの生活やビジネスをより豊かにすることを通じ、事業の再建を果たす中で企業価値を高め、取引金融機関の皆様に対する元金及び利息の完済を実現し、かつ、株主の皆様への利益にも配慮した経営を図る方針です。

① モバイル事業の抜本見直し

モバイル事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図ります。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化してまいります。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図ります。

② リゾート事業の改善

リゾート事業については、各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指します。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来

客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図ります。

不採算であったゴルフリークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーシンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図ります。

③ 経費削減

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行います。

(2) 業績見通し

① 損益計算書

令和9年4月期は、連結売上高は概ね横這いの17,685百万円を見込んでいる一方、各種の収益改善策が寄与し、経常利益は260百万円と前年度比で189百万円の改善を見込みます。

令和10年4月期は、連結売上高は17,548百万円と減収となるなか、モバイル事業の更なる改善などにより経常利益は315百万円と前年度比で55百万円の改善を見込みます。

令和11年4月期は、前年度末に不動産の売却を想定していることから不動産収入が減り、売上高は、17,021百万円と減収となるなか、モバイル事業の改善に加えて利払いの軽減が進むことで、経常利益は290百万円と微減に留まる想定です。

② 貸借対照表

令和9年4月期/令和10年4月期は、多くの不動産を売却した上で借入金の返済も行う想定であり、令和10年4月期時点の総資産額は13,764百万円（令和8年4月期比▲8,019百万円）となる一方、負債合計も11,845百万円（令和8年4月期比▲8,808百万円）と減少する想定です。

なお、当社は、会社更生法の規定に基づき、決算期が変更されており、また今後も決算期が変更される可能性があります。上記①及び②の各数値及び記載内容は、かかる決算期の変更を前提としない参考数値であることにご留意下さい。

(3) 返済の見通し

令和10年4月期以降は収益改善に伴い純資産増、及び、借入金返済による負債減が進むことを見込んでおります。